
**（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業
特定事業の選定**

令和4年9月

富山市

(仮称)水橋地区義務教育学校整備事業 特定事業の選定について

富山市（以下「本市」という。）は、令和4年9月7日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、(仮称)水橋地区義務教育学校整備事業に関する実施方針を公表した。

今般、PFI法第7条の規定により、(仮称)水橋地区義務教育学校整備事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定により、特定事業選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和4年9月16日

富山市長 藤 井 裕 久

1. 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業 (以下、「本事業」という。)

(2) 事業内容

本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する民間事業者 (以下「事業者」という。) が以下の業務を実施するものとする。

- ① 統括管理業務
- ② 設計業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 建設業務
- ⑤ 旧富山県立水橋高等学校 (以下、「既存施設」という。) 解体撤去・杭撤去業務
- ⑥ 什器備品調達・引越業務
- ⑦ 維持管理業務

(3) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 第 1 項に基づき、(仮称) 水橋地区義務教育学校 (以下、「本施設」という。) の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約 (以下、「事業契約」という。) に従い、事業者が、本施設及び既存施設の設計、工事監理、建設及び解体撤去・杭撤去等の業務を行い、本市に本施設を引き渡した後、事業契約により締結された契約書 (以下、「事業契約書」という。) に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理業務を行う方式 (BTO : Build Transfer Operate) により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 23 (2041) 年 3 月 31 日までとする。

(5) 本施設の立地条件及び規模

- ① 事業予定地 : 富山県富山市水橋中村 24 他
- ② 敷地面積 : 約 5.2ha

2. 事業の評価

本市の財政負担見込額に係る定量的評価及びPFI事業として実施することの定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本市の財政負担見込額に係る定量的評価

1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

	本市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①施設整備費（設計費、工事監理費、建設費） ②既存施設解体撤去・杭撤去費 ③什器備品調達・引越費 ④維持管理費 ⑤地方債の償還に要する費用 ⑥その他費用（保険料等） 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービスの対価（施設整備費、既存施設解体撤去・杭撤去費、什器備品調達・引越費、維持管理費、割賦手数料等） ②アドバイザー費用 ③モニタリング費用 ④地方債の償還に要する費用 ⑤事業者からの税収（市税）調整 ⑥その他費用（事業者の運営費、保険料等）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ①事業期間：約17年9ヶ月 <ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設等期間：約2年7ヶ月 ・維持管理期間：15年2ヶ月 ②割引率：0.9% ③インフレ率：考慮しない 	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①国庫支出金（公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金） ②地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間20年（元本据置3年） ・元利均等償還 ・調達金利は、近年の調達実績をもとに設定 ③一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ①国庫支出金（公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金） ②地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・本市が自ら実施する場合と同一条件 ③一般財源 ④事業者の自己資金 ⑤民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間15年 ・元利均等償還 ・調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定

施設整備費、 既存施設解体撤 去・杭撤去費	概略の計画に基づき、類似規模・用途 の他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一 定割合の縮減が実現するものとして 設定
什器備品調達・引 越費	概略の計画に基づき、積算して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一 定割合の縮減が実現するものとして 設定
維持管理に関する 費用	概略の計画に基づき、類似規模・用途 の他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一 定割合の縮減が実現するものとして 設定

2) 財政負担見込額の比較

上記前提条件に基づく財政負担見込額について、本市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりである。

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担見込額（現在価値）	10,592 百万円	9,809 百万円
指数	100.0	92.6

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

1) 事業実施の効率化及び教育環境の向上

本施設の設計、工事監理、建設、既存施設解体撤去・杭撤去、什器備品調達・引越、維持管理の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等が最大限に発揮される。

具体的には、開校後の維持管理方針に則した施設整備や、当該敷地を有効に活用した最適な配置計画や施工計画等が可能となる。また、施設機能が向上し、教育環境や利便性の向上が期待できる。

2) 財政支出の平準化

本市が自ら実施する場合は、施設整備段階において、一時に多額の財政負担が発生するが、PFI 事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として長期にわたる維持管理期間を通じて事業者へ一定額ずつ支払うこととなるため、本施設の整備等に係る本市の財政支出の平準化が期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業実施

PFI 事業として実施する場合、あらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にし、事業契約に定めることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、安定的かつ効率的な事業実施が期待できる。

(3) 総合評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約 7.4%の削減が見込まれる。また、公共サービス水準の向上及び事業の安定化も期待できる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、PFI 法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。